

施策目標Ⅲ 社会で生きる力を高める支援の充実

1 障害児への支援の充実

(1) 障害児への支援

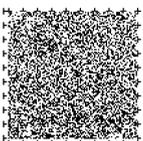
現状と課題

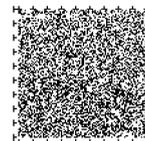
(障害児支援の沿革)

- 障害児通所支援については、平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、障害児とその家族にとって身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害児支援の体系が再編されて以降、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が着実に進んでいます。一方、障害児通所施設におけるサービスの質の向上を図り、適切な支援を提供する取組が引き続き求められています。
- 社会保障審議会障害者部会において検討され、平成 27 年 12 月に報告書にまとめられた「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」では、障害児支援についての基本的な考え方として、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状況に応じて、気づきの段階からきめ細かく対応する必要があることが挙げられました。
- また、平成 28 年の児童福祉法改正により、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられることになったほか、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。
- 令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」により、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されました。乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(障害児支援に求められる役割)

- 障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な障害児通所支援等の充実を図る必要があります。

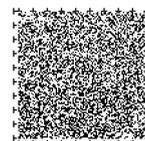


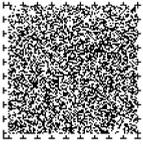


- また、障害児支援利用計画の活用や、個別の計画の適切な引継ぎを行うなどにより、教育・保育等とも連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。
- 障害児及びその家族が身近な地域で安心して生活していくためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じてきめ細かな相談対応や療育等の適切な支援を行う必要があります。障害児の心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者と連携して取り組んでいくことが必要です。
- また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。
- そのため、障害児支援には、施設・事業所等が自ら障害児に対して行う支援に加え、専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援としての役割が求められています。

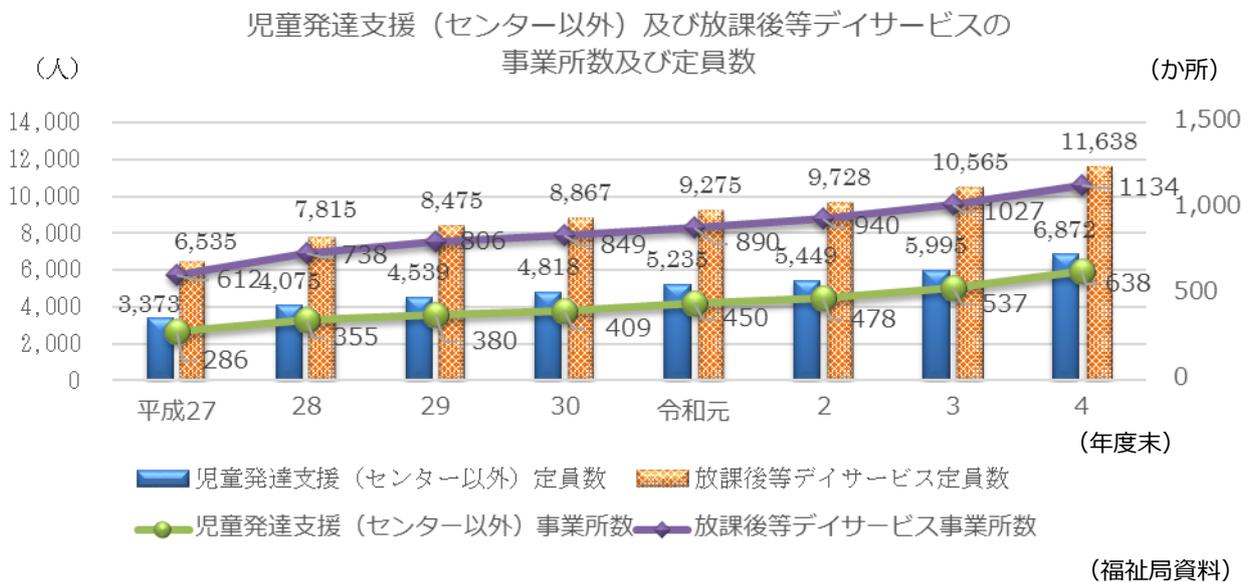
（障害児支援における課題）

- 児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、他の障害児通所支援等を実施する事業所と連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要です。
- 地域におけるインクルージョン推進の観点から、児童発達支援センターには、保育所や認定こども園等に対し、障害児及び家族への専門的支援や助言を行う機能が求められており、こうした観点からも設置を進める必要があります。また、保育所等訪問支援等の活用により、障害児通所支援事業所と保育所等との連携・協力を深めることで、障害児への支援体制を構築していくことも必要です。
- 障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が着実に進んでいます。一方、障害児通所施設におけるサービスの質の向上を図り、適切な支援を提供する取組が引き続き求められています。[再掲]
- また、短期入所についても、重度の障害や医療的ケアを要する障害児を受け入れる施設の整備を進めていくことが必要です。
- 障害児相談支援は、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていく上で重要であり、計画相談支援と同様に、全ての障害児通所支援の利用者について障害児支援利用計画が作成される体制を確保する必要があります。

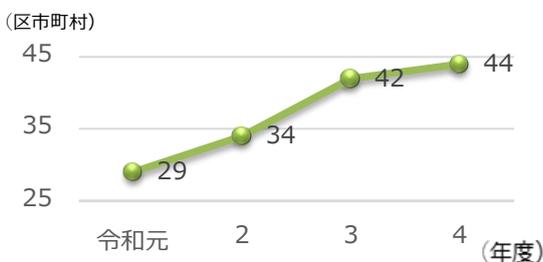




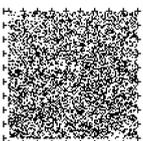
- 発達障害児に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保するとともに、早いうちから相談や助言が受けられる体制を整備していくことが重要です。[再掲]
- 児童発達支援事業所等において、送迎車両に関する乗降車時の確認と安全装置の設置が令和5年4月から義務化されていますが、引き続き、安全対策を着実に実施していくことが重要です。[再掲]
- 障害児が社会に出た際にトラブルに巻き込まれないよう、良好な対人関係やマナーなどを身に付けるための支援を行うことが必要です。

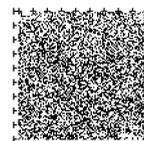


保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する区市町村数



保育所等における障害児の受入児童数





○ 障害児入所施設における 18 歳以上の入所者（以下「過齢児」という。）への対応として、これまでの障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定について、国は令和5年度末をもって終了としています。

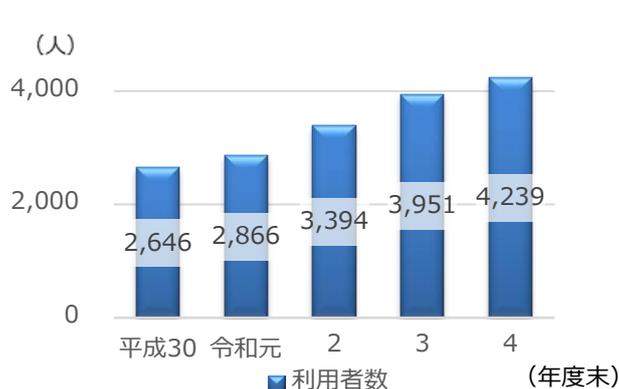
○ 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と区市町村は緊密な連携を図る必要があります。とりわけ、障害児入所施設に入所している児童の入所者の成人サービスへの円滑な移行については、東京都が、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて関係機関と連携・調整することとされました。

今後 18 歳を迎える入所児童がスムーズに移行できるように、引き続き、関係機関が連携し、移行調整に必要な枠組みとして情報共有や議論を進めていくことが必要です。

しかし、障害児入所施設に入所している過齢児の移行については、障害特性等の状況に応じて、地域や他施設等の適切な移行先を調整する必要がありますが、移行先の施設の不足等の課題があります。

○ 老朽化が生じている都立重症心身障害児者施設については、機能を維持するための施設整備を行うとともに、重症心身障害児者や医療的ケア児のニーズを踏まえた機能の検討が必要です。

障害児相談支援の利用状況

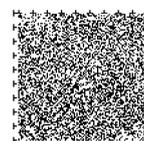


※ 福祉型は、都外施設（都民が独占的に利用している施設、協定等により定員の一部を専用に利用している施設及び都立施設）の定員数を含む。

障害児入所施設の定員数



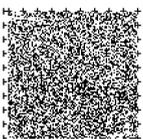
■ 福祉型障害児入所施設 ■ 医療型障害児入所施設
 （利用者数：東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データより作成（各年度月平均の実績））
 （計画作成達成率：福祉保健局資料）



取組の方向性

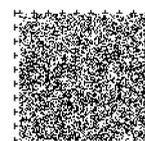
（障害児支援の提供体制の整備等に関する成果目標）

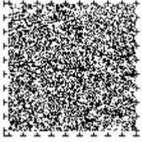
- 国の基本指針では、令和8年度末における障害児支援に係る目標値として次のとおり示しています。
 - ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置
 - ・ 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
 - ・ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を各都道府県において確保
 - ・ 新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を各都道府県において確保
 - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保
 - ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
 - ・ 医療的ケア児支援センターを各都道府県において設置
 - ・ 障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場を各都道府県において設置
- 東京都は、障害児支援の提供体制の整備等を更に進める観点から、国の基本方針に即しつつ、区市町村の実情も踏まえ、以下のように目標値を設定します。



障害児支援の提供体制の整備等に関する成果目標

| 事 項 | 令和 8 年度末 目標 | 令和 4 年度末 実績 |
|---|--------------------------|-------------------|
| 児童発達支援センター | 各区市町村に 少なくとも 1 か所以上設置 | 36 区市町村で設置 |
| 障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する 体制 | 各区市町村において体制を構築 | 44 区市町村で 体制を構築 |
| 難聴児支援のための中核的機能を 有する体制 | 東京都において体制を確保 | 協議会設置 |
| 新生児聴覚検査から療育につなげ る連携体制の構築に向けた取組 | 東京都において体制を確保 | — |
| 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所 | 各区市町村に 少なくとも 1 か所以上確保 | 36 区市町村で設置 |
| 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所 | 各区市町村に 少なくとも 1 か所以上確保 | 40 区市町村で設置 |
| 医療的ケア児支援センター | 設置済 | 設置済 |
| 医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場 | 東京都及び各区市町村において設置 | 都及び 40 区市町村で設置 |
| 医療的ケア児等支援のためのコー ディネーター | 東京都及び各区市町村において配置 | 都及び 28 区市町村で設置 |
| 障害児入所施設に入所している児 童の移行調整に係る協議の場 | 東京都において体制を確保 | 検討会開催 |



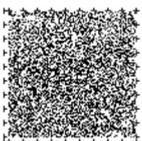


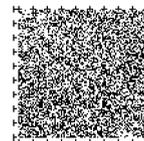
- 現在の利用実績等に関する分析、障害児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、区市町村の見込量を集計したものを基に、活動指標として東京都における見込量を設定します。

障害児支援の活動指標

| サービスの種類 | | 事項（単位） | 令和4年度実績 | 見込み | | | |
|--------------------|--------------|------------|---------|---------|---------|---------|-----|
| | | | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | サービス量（人日分） | 117,018 | 128,956 | 136,168 | 143,492 | |
| | | 利用者数（人） | 17,719 | 20,393 | 21,510 | 22,641 | |
| | 放課後等デイサービス | サービス量（人日分） | 247,000 | 294,652 | 310,343 | 324,576 | |
| | | 利用者数（人） | 22,438 | 27,338 | 28,720 | 30,151 | |
| | 保育所等訪問支援 | サービス量（人日分） | 2,437 | 3,013 | 3,458 | 3,958 | |
| | | 利用者数（人） | 1,404 | 2,008 | 2,273 | 2,577 | |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | サービス量（人日分） | 492 | 722 | 802 | 862 | |
| | | 利用者数（人） | 96 | 132 | 146 | 158 | |
| | 入所支援 障害児 | 福祉型障害児入所施設 | 利用者数（人） | 412 | 412 | 412 | 412 |
| | | 医療型障害児入所施設 | 利用者数（人） | 186 | 186 | 186 | 186 |
| 障害児相談支援 | | 利用者数（人） | 4,239 | 6,868 | 7,428 | 7,997 | |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置 | 医療的ケア児支援センター | 配置人数（人） | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| | 区市町村 | | 105 | 107 | 112 | 165 | |

- ※ 各年度の末月における月間の利用実績及び見込みとなっています。ただし、障害児相談支援については、月平均の実績及び見込みです。
- ※ 障害児通所支援及び障害児相談支援の実績は、東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによります。障害児入所支援の実績は、福祉局において把握しているデータによります。
- ※ 医療的ケア児等コーディネーター数は、東京都の医療的ケア児支援センター及び区市町村における配置人数を見込んでいます。

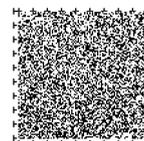


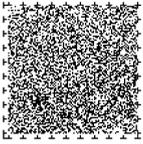


（障害児への支援の充実）

- 児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、整備費の設置者負担に対する特別助成を実施し障害児の支援体制の構築を推進します。未設置地域における整備に対しては、補助額を上乗せし、整備の促進により一層積極的に取り組みます。
- 東京都で定める基準を満たす事業者に対し、運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図ります。
- また、短期入所についても、重度の障害児や医療的ケアを要する障害児を受け入れる施設の整備を促進していきます。
- 重症心身障害児者の日中活動の場である通所施設やショートステイなど、地域生活基盤の重点的整備に取り組むとともに、通所施設（医療型）やショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師等を受入促進員として配置することで、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児者を安全かつ安定的に受け入れるための体制を整備し、適切な療育環境の確保を進めます。[再掲]
- 重症心身障害児者等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、保健・医療・福祉の連携体制の強化や身近な地域での診療体制の確保を進めるとともに、看護師が在宅の重症心身障害児者等の家庭を訪問し、家族への看護技術指導や相談等を行います。併せて、訪問看護ステーションの看護師等を対象に、研修の実施等により、重症心身障害児者等に訪問看護を提供できる人材を育成します。[再掲]
- 障害児が社会に出た際にトラブルに巻き込まれないよう、良好な対人関係やマナーなどのソーシャルスキルを身に付けるための必要な支援等を行います。
- 重症心身障害児者等が安定した在宅生活を継続できるよう、短期入所事業所の拡充のため開設支援や基盤整備の取組みを引き続き推進していきます。
- 重症心身障害児者等の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村への支援や、医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことにより、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備します。
- また、医療的ケア児ペアレントメンター⁵が、医療的ケア児を育てる保護者が抱える就労や子育て等に関する不安や悩みについて共感し、寄り添い、必要な情報の提供を行うことにより、医療的ケア児を育てる保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整備します。

⁵ 医療的ケア児の子育てをしながら就労した経験がある保護者が、その経験を通じて、医療的ケア児を育てている保護者を対象に就労に関する相談支援や必要な情報提供を行う。



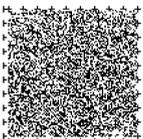


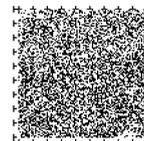
障害者・障害児地域生活支援3か年プランによる整備目標

| 事項 | 内容 | 令和8年度末 整備目標 |
|---|---|----------------------|
| 障害児への支援の充実 (児童発達支援センター) | 地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの整備を促進します。 | 各区市町村に 少なくとも1か所以上 |
| 障害児への支援の充実 (主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所) | 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各事業所の整備を促進します。 | 各区市町村に 少なくとも1か所以上 |
| 在宅サービスの充実 (短期入所) | 障害者・障害児が身近な地域で短期入所(ショートステイ)を利用できるよう、整備を促進します。 | 140人増 |

※ 短期入所の整備目標は、障害者も含めた総数

- 児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所など、障害児支援の体制整備を図る区市町村の取組を支援します。
- 障害児相談支援については、障害の疑いのある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。このため、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図るため、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めていきます。
- また、発達障害児の検査の現状及び課題を分析するため、区市町村や医療機関、保護者等に対して実態調査を行うほか、地域における発達検査体制の充実を図るため、区市町村が実施する発達検査の人員費や外部委託経費等に対して緊急支援を実施します。
[再掲]
- 障害福祉に関する研修には、保育士など障害分野以外からの参加者も受け入れる等、障害児支援につながるネットワークづくりを進めていきます。
- 障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるようにするため、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めていきます。障害の有無にかかわらずサービスを必要とする子供が保育所や学童クラブ等を利用できるよう、障害児、医療的ケ





ア児等の受入体制の整備など、多様なニーズに応じた保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

- 児童発達支援事業所等に対して置き去り等の事故防止に係る普及啓発を行うなど、子供の安全・安心性確保の取組を着実に進めていきます。[再掲]
- 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう体制整備を図るため、今後の支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進めていきます。
- 都立重症心身障害児者施設について、老朽化に適切に対応するとともに、利用者の障害の重度化・多様化等の利用者ニーズを踏まえ、機能を充実していきます。特に、老朽化が進んでいる北療育医療センターでは、医療度の高い利用者への質の高いサービス提供や、いわゆる動ける医療的ケア児⁶の受け入れなどを目指し、機能強化を図りながら施設整備の検討を進めていきます。

障害児入所施設の定員数

(単位:人)

| 事項 | 令和4年度末 実績 | 令和6年度 計画 | 令和7年度 計画 | 令和8年度 計画 |
|------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 福祉型障害児入所施設 | 652 | 646 | 646 | 646 |
| 医療型障害児入所施設 | 1,244 | 1,244 | 1,244 | 1,244 |

主な施策

<障害児への支援>

■ 児童発達支援センターの設置促進・運営の支援〔福祉局〕

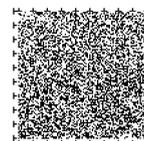
地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行います。

「3か年プラン」に係る整備費補助

(1) 施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の1/2を特別助成します。

(2) 重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施します。

⁶ つたい歩きや独歩による移動が可能な医療的ケア児



■ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築〔福祉局〕

保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進〔福祉局〕

未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

- (1) 施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の 1/2 を特別助成する。
- (2) 重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施します。

■ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進〔福祉局〕

就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

- (1) 施設整備費：設置者（社会福祉法人等）負担の 1/2 を特別助成します。
- (2) 重度化等に対応した地域生活基盤の整備に対して、補助基準額に上乗せする加算を実施します。

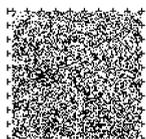
■（再掲）重症心身障害児等在宅療育支援事業〔福祉局〕

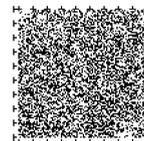
在宅重症心身障害児（者）等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）等の支援の充実を図ります。

- (1) 重症心身障害児在宅療育支援センターの設置
- (2) 訪問看護及び訪問健康診査
- (3) 在宅療育相談
- (4) 訪問看護師等育成研修
- (5) 在宅療育支援地域連携会議の開催

■（再掲）在宅レスパイト・就労等支援事業〔福祉局〕

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養や就労等を支援することにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図ります。





■（再掲）障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）〔福祉局〕

ショートステイ実施施設において、高い技術を持った看護師等を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の積極的な受入れの促進を図ります。

■（再掲）重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）〔福祉局〕

民間の通所施設（医療型）において、高い技術を持った看護師等を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の積極的な受入れの促進を図ります。

■（再掲）重症心身障害児（者）通所運営費補助事業〔福祉局〕

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。

■ 障害児の放課後等支援事業〔福祉局〕

区市町村が地域の実情に依りて、重症心身障害児や医療的ケア児の放課後等支援の充実のため、放課後等デイサービスや日中一時支援において、放課後等支援に資する取組を実施する場合に支援を行います。（補助率 1/2）

■ 障害児入所施設協議体制整備事業〔福祉局〕

福祉型障害児入所施設に入所中の児童及び過齢児が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、障害児入所施設、障害者支援施設、相談支援事業所等の関係機関を集めた検討会を設置し、運営します。

■ 聴覚障害児支援のための体制整備事業〔福祉局〕

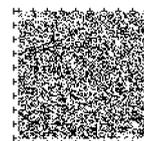
聴覚障害児の支援は、乳児からの適切な支援が必要であり、また、状態像が多様になっていることから、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められています。都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備します。

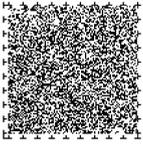
（1）聴覚障害児に対応する協議会設置運営（年2回程度）

（2）相談支援センターの設置運営

■ 障害児保育事業への助成〔福祉局〕

保育所等において、障害のある子供を受け入れるために必要な改修等に要する経費を補助します。障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に依りて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。





■ 学童クラブ事業への助成〔福祉局〕

学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な改修や人材確保等に要する経費を補助します。

■（再掲）相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図ります。

■ 小児等在宅医療推進研修事業〔保健医療局〕

小児の在宅医療に関する研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材の育成・確保を図ります。

■ 小児等在宅医療推進事業（区市町村在宅療養推進事業）〔保健医療局〕

区市町村が地域の実情に応じて実施する小児等在宅医療の提供体制の整備に当たり、関係各部署、関係職種及び関係機関と連携して実施する取組等を支援します。

■ 都型放課後等デイサービス事業〔福祉局〕

放課後等デイサービス事業所の質の向上を目指し、経験豊富な職員（コア職員）により、東京都が定める基準を満たして事業を実施している事業所を「都型放課後等デイサービス」として位置付け、財政的な支援を行います。

■ 障害児入所施設協議体制整備事業〔福祉局〕

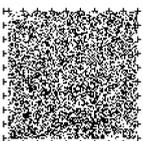
福祉型障害児入所施設に入所中の児童及び過齢児が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、障害児入所施設、障害者支援施設、相談支援事業所等の関係機関を集めた検討会を設置し、運営します。

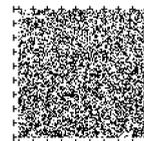
■ 児童発達支援事業所等利用支援事業〔福祉局〕

安心して子育てできる環境づくりを推進することを目的として、児童発達支援事業等を利用する第2子以降の保護者の自己負担を、第1子の年齢や世帯収入にかかわらず無償化します。

■【新規】児童発達支援センター地域支援体制強化事業〔福祉局〕

地域における障害児やその家族への支援体制を強化するため、国の支援策を踏まえ、児童発達支援センターが地域の中核的役割を果たす取組について補助を行います。





■【新規】発達障害児等巡回支援専門員整備事業〔福祉局〕

巡回支援専門員整備を行う区市町村に対して、その経費を補助します。
(補助率 1/4、補助基準額：1 区市町村当たり 5,572 千円)

■(再掲)【新規】発達障害児の検査に関する実態調査〔福祉局〕

発達障害児の検査の現状及び課題を分析するため、自治体や医療機関、検査機関、保護者等に対して実態調査を実施します。

■(再掲)【新規】区市町村発達検査体制充実緊急支援事業〔福祉局〕

地域における検査体制の充実を図るため、区市町村が実施する発達検査の人件費や外部委託経費等に対して緊急支援を実施します。

■(再掲)障害児通所支援事業所における安全対策支援事業〔福祉局〕

子供の安心・安全性確保の取組を支援するため、国の支援策を踏まえ、置き去り・午睡時等の事故防止に係る経費について補助を行うとともに、都独自に対象を拡充します。

コラム 放課後等デイサービスにおけるソーシャルスキルトレーニング (SST)

ソーシャルスキルトレーニング (以下「SST」といいます。)とは、社会の中で暮らしていくための技術 (スキル) を身につけるための訓練 (トレーニング) のことです。

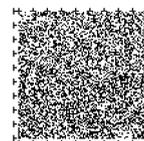
適切な SST を継続することで、障害児本人の困り事の改善や、人と関わることへの不安の低減、集団生活や社会生活の場での適応の促進などの効果が期待されるため、SST は障害児への発達支援の場で広く行われています。一方、専門家等に相談する機会がなく、正しい方法が分からないなどの理由で、SST に取り組むことが困難な事業所もあります。

このため、東京都では、放課後等デイサービス事業所に臨床発達心理士等を派遣し、専門的な助言指導等を行うことで、放課後等デイサービス事業所等の支援の質の向上や SST の支援の在り方について検証することを目的として、モデル事業を実施しています。

モデル事業の実施結果は、SST に関する講演会として動画配信するほか、事例集してまとめ、放課後等デイサービス事業所等の参考になるよう周知していきます。



障害児施設等における SST 講演会



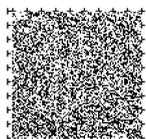
(2) 医療的ケア児への支援

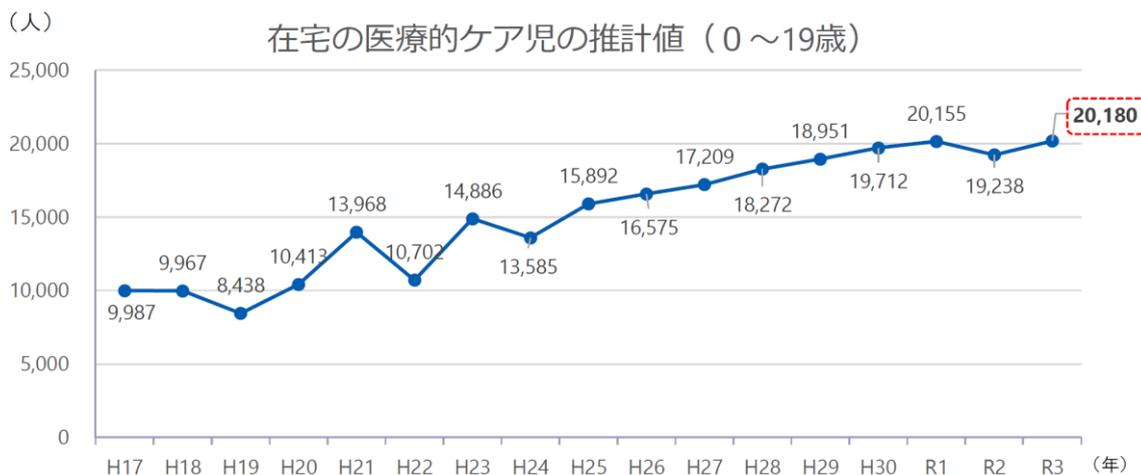
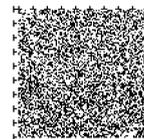
現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増加しています。こうした医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む必要があります。
- 医療的ケア児支援センターには、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報提供及び研修等の業務や連絡調整を行うことが求められています。
- また、医療的ケア児や重症心身障害児の放課後や休日における活動の場が不足している実情を踏まえ、放課後等支援の充実が求められています。
- また、医療的ケア児を育てる家庭が地域で安心して暮らし続けられるよう、就労等に関する支援が重要です。
- 医療的ケア児を受け入れるための環境整備を行った短期入所事業所や訪問看護ステーションへの設備整備費補助や通所事業所への施設整備費補助、訪問看護ステーションにおける人材育成研修を実施する等、受入に向けた一層の拡充を進める必要があります。

<医療的ケア児とは>

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）とされています。（令和4年9月30日「医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」資料より）



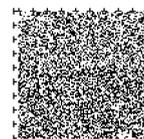


(令和4年9月30日「医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」資料より)

※厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成

取組の方向性

- 看護師が在宅の医療的ケア児の家庭を訪問し、早期療育支援やレスパイト支援を行うことにより、在宅支援の充実を図ります。
- また、医療的ケア児に対応可能な訪問看護ステーションの拡大を図るため、訪問看護ステーションに対して人材育成を行います。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等支援の充実のため、看護師等専門職の配置や開所時間の延長、送迎サービスの実施等による放課後等デイサービスや日中一時支援での受入支援、学童クラブにおける医療的ケア児等受入れのための体制整備など、地域の実情に応じて様々な施策を展開する区市町村を支援します。
- また、NICU等の医療機関に入院している高度な医療的ケアを必要とする重症心身障害児が、円滑に在宅に移行し、安心して暮らせる療育環境を構築するため、早期支援や相談等を行います。[再掲]
- さらに、安定した在宅生活が継続できるよう、引き続き短期入所の基盤整備を推進するとともに、家族の休養や就労等を図るレスパイトケアを行う区市町村を支援するなど、重症心身障害児（者）を介護する家族の負担軽減等の充実を図ります。



- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う協議会において、課題や情報の共有、連携強化、支援方策の協議を行い、支援を行う関係機関の一層の連携を図ります。
- 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターにおいて相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。
- 加えて、民間の事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進します。
- 医療的ケア児ペアレントメンターが、医療的ケア児を育てる保護者が抱える就労や子育て等に関する不安や悩みについて共感し、寄り添い、必要な情報の提供を行うことにより、医療的ケア児を育てる保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整備します。[再掲]
- 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことにより、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備します。
- 医療的ケア児を受け入れるための環境整備を行った短期入所事業所や訪問看護ステーションへの設備整備費補助や通所事業所への施設整備費補助を行います。

主な施策

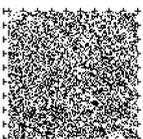
<医療的ケア児への支援>

■ 医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業〔福祉局〕

医療的ケア児等の支援に携わる関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児等コーディネーターの養成及び障害児通所支援施設において医療的ケア児等に対応できる看護職員を育成するための研修を行い、在宅の医療的ケア児等に対する支援体制を整備します。

■ 障害者（児）ショートステイ事業（短期入所開設支援）〔福祉局〕

新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行います。



■ 障害者（児）ショートステイ事業（医療機器等整備費補助）〔福祉局〕

新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進します。

■ 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業〔福祉局〕

訪問看護ステーションの職員に対する研修の実施及び医療的ケア児の受入れに係る経費を補助し、医療的ケア児の対応ができる訪問看護ステーションを拡充します。

- （１）訪問看護における医療的ケア児に対応する看護職員研修
- （２）医療的ケア児受入経費補助

■ 医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業〔福祉局〕

民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの地域における活動の定着を図り、医療的ケア児等の支援体制の整備を促進します。

- （１）区市町村における医療的ケア児等支援の基盤整備に係る業務
- （２）サービス等利用計画策定前の業務

■ 医療的ケア児ペアレントメンター事業〔福祉局〕

医療的ケア児ペアレントメンターが、医療的ケア児を育てる親が抱える就労や子育てに関する不安や悩みについて、共感し、寄り添い、必要な情報の提供を行います。

■ 医療的ケア児日中預かり支援事業〔福祉局〕

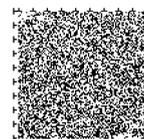
医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境の整備を行います。

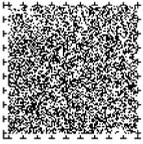
■ 医療的ケア児支援センター事業〔福祉局〕

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。

■ 医療的ケア児等総合支援事業〔福祉局〕

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、区市町村の体制整備に係る取組を支援します。

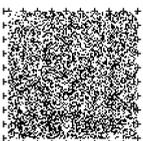


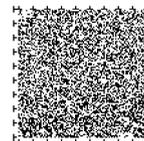


(3) 難聴児への支援（難聴児支援計画）

現状と課題

- 聴覚障害児を含む難聴児への支援は、乳児からの適切な早期支援が重要であり、難聴児が、コミュニケーション支援をはじめ、個々の状況に応じた切れ目のない適切な支援を受けられるよう、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携が急務となっています。
- 東京都では、平成31年4月から都内全区市町村で新生児聴覚検査の公費負担制度が開始されるに当たり、平成29年度に「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」を設置し、制度導入に関して各関係機関が果たすべき役割及び課題、都内全ての新生児が検査を受けられる体制整備に向けて、関係機関と検討を行ってきました。
- 検討会での検討を踏まえ、令和2年4月には、区市町村や医療機関等向けの「新生児聴覚検査実務の手引」を作成し、新生児聴覚検査やその後の療育へのつなぎなどの支援が円滑に行われるよう、各関係機関の役割等を示しました。
- 令和2年度からは「新生児聴覚検査連絡協議会」を設置し、新生児聴覚検査の実施状況や各機関の連携体制の課題等について検討を行っています。
- 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、令和4年2月に定められた国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」の規定により、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定することとされました。
- 本指針において定められた、基本的な考え方は次のとおりです。
 - ・ 早期発見の重要性
 - ・ 保健、医療、福祉及び教育の連携
 - ・ 本人及び家族等を中心とした支援
 - ・ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組の重要性
 - ・ 切れ目のない支援の必要性
 - ・ 多様性と寛容性
- 令和4年度には、難聴児の早期発見・早期療育を推進し、難聴児及びその家族に対して切れ目のない支援を実現できるよう保健、医療、福祉、教育、当事者団体等の関係機関が難聴児の支援に関する施策の推進及び連携の強化を図る協議の場として、「難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会」を設置し、課題の共有や相談対応、情報提供について検討を行っています。

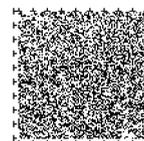




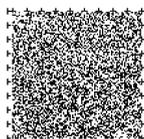
- また、令和8年度までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることが求められています。
- このため、東京都では、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることとしています。
- 東京都教育委員会は、平成29年2月に「特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、教員の特別支援教育に関する専門性向上や区市町村教育委員会における就学相談の支援、聴覚障害のある乳幼児に対する乳幼児教育相談などの取組を進めています。

取組の方向性

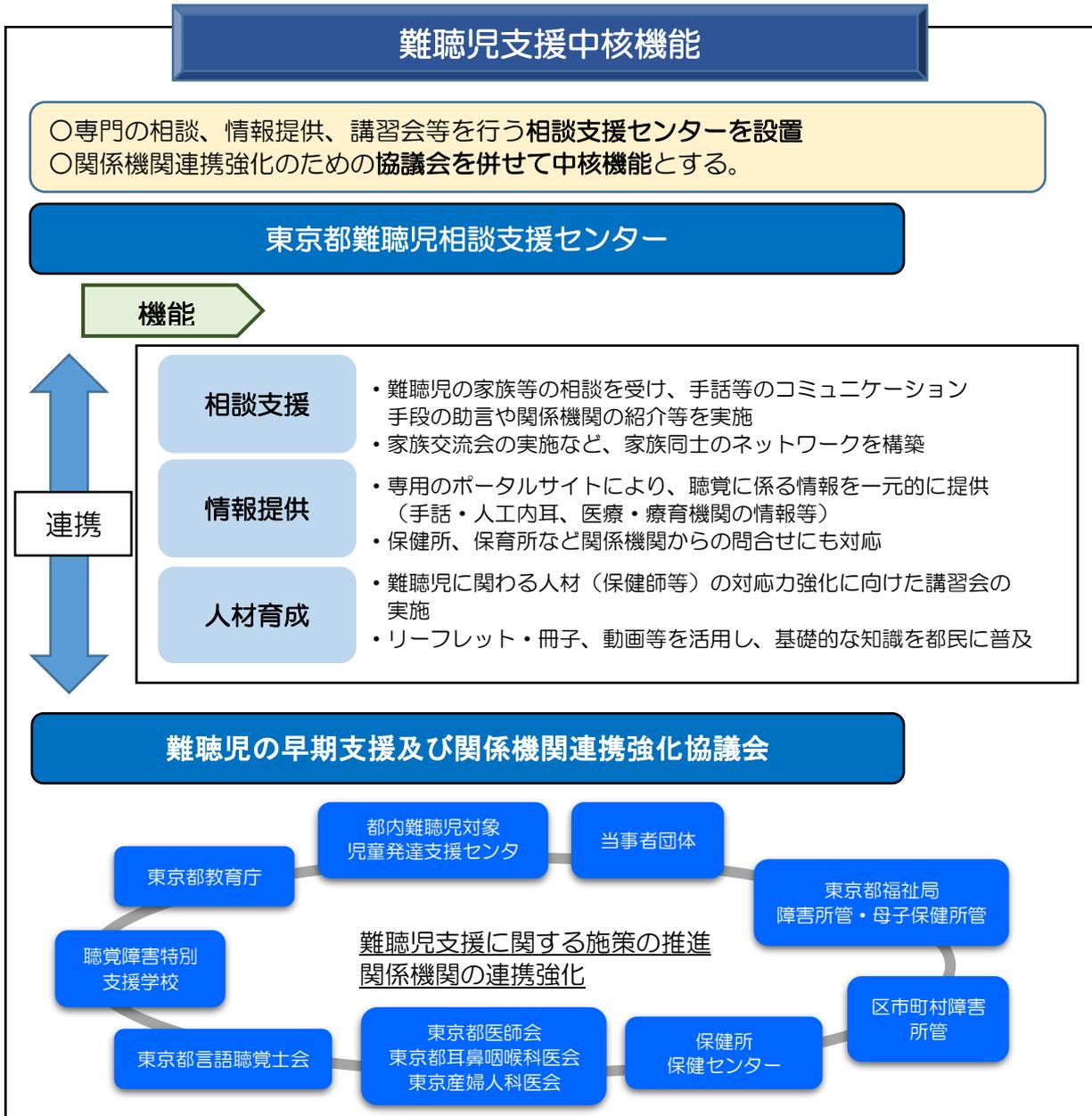
- 難聴児への支援に当たっては、早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされています。全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、東京都内の医療機関における聴覚検査機器（自動ABR検査機器）の購入費用の助成を行います（令和6年度で終了予定）。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対しても、補聴器購入費用の助成を行い、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を支援します。
- 「難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会」と連携して総合的な支援体制を構築するため、「東京都難聴児相談支援センター」を設置し、難聴児及びその家族からの相談に応じるとともに、人材育成にも取り組んでいきます。
- 東京都難聴児相談支援センターでは、家族等からの相談等に対応して、多様性と寛容性の観点に留意しつつ、複数の療育方法の選択肢を提示し、中立な立場での相談対応や難聴児の発達に関する知見をもって、家族等の精神面も含めた支援を行っていきます。
また、難聴児の子育てに当たり、家族同士が交流する機会の提供や、区市町村職員、療育機関、保育所等の職員への研修など地域での対応力の強化も図っていきます。
さらに、都立聴覚障害特別支援学校や主として難聴児を対象とした児童発達支援センター等とも連携して、切れ目のない難聴児支援の充実に取り組んでいきます。
- 教育部門においても、聴覚障害のある乳幼児に対し、早期からの支援を適切に行うことは、社会性の獲得に大きな効果があることから、幼稚部を設置する都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児教育相談や専門家・機関と連携した支援を実施するなど、早期からの支援を実施していきます。



- 区市町村教育委員会が障害のある児童・生徒等がその能力を最大限に伸長できる就学先を決定する過程で保護者との合意形成を円滑に図れるよう、東京都教育委員会では、弁護士や医師等の専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備し、区市町村教育委員会における就学相談の合意形成を支援していきます。
- 聴覚障害教育を含めた教員の特別支援教育の専門性を向上させる観点から、特別支援学校教員や都内公立学校の特別支援学級（通級による指導を含む）担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得の促進を図り、教員の専門性向上に取り組んでいきます。
- また、異なる学校種別で勤務し、多様な経験を積んだ専門性の高い教員の確保やその育成、活用を図る観点から、小・中学校及び都立高校等と都立特別支援学校との間において、人事異動や人事交流を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性を高めていきます。
- さらに、教員一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする児童・生徒等に対する指導力の向上を図ることができるよう、特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。



難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

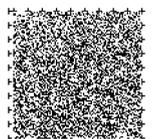


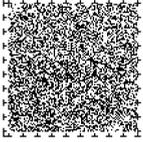
主な施策

<難聴児への支援（難聴児支援計画）>

■（再掲）中等度難聴児発達支援事業〔福祉局〕

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援します。





■（再掲）聴覚障害児支援のための体制整備事業〔福祉局〕

聴覚障害児の支援は、乳児からの適切な支援が必要であり、また、状態像が多様になっていることから、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められています。都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備します。

- （１）聴覚障害児に対応する協議会設置運営（年２回程度）
- （２）相談支援センターの設置運営

■ 乳幼児教育相談の実施〔教育庁〕

聴覚に障害のある乳幼児への早期からの支援を適切に行うため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で言語聴覚士等の専門家を活用し、早期からの乳幼児教育相談を実施しています。

■ 新生児聴覚検査機器購入支援事業〔福祉局〕

全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、東京都内の医療機関における聴覚検査機器（自動 ABR 検査機器）の購入を支援することにより、都内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図ります。

コラム 東京都難聴児相談支援センターの運営で心がけていること

東京都難聴児相談支援センターでは、保護者に寄り添った運営を行っていくにあたり心がけていることがあります。

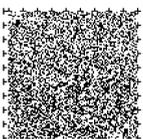
１つ目は、相談者の話をしっかり聞くこと。「赤ちゃんに手術をするのが心配」「どのように子育てしたらいいか」など、さまざまな不安を受け止め、最適な支援につなげます。２つ目は、実際に子供と関わってみること。相談員が難聴児とのコミュニケーションのお手本となり、子供が考え、声を出し、笑顔になるところを保護者と共有します。

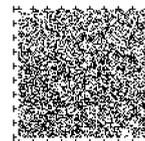


東京都難聴児相談支援センター相談室

そして、３つ目は、保護者に自信を持ってもらうこと。子供の良いところを褒め、認め、工夫してコミュニケーションをとってみようと思う気持ちを引き出します。そうして、保護者自身が前向きな気持ちになっていただくことが難聴児の子育ての第一歩であると考えています。

センターでは、ご家族が子育てを楽しみながら、難聴児が健やかに成長していけるよう、様々な相談に対応しています。





2 全ての学校における特別支援教育の充実

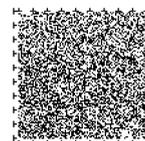
現状と課題

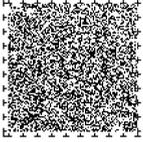
（特別支援教育推進計画の着実な推進）

- 国では、障害者権利条約に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成 24 年 7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。
- また、平成 25 年 9 月の「学校教育法施行令」の一部改正により、障害のある児童・生徒等の就学先の決定について、原則、障害のある児童・生徒等は特別支援学校に就学するとしていた仕組みから、障害の状態、教育的ニーズ等を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改定されました。
- 東京都教育委員会は、平成 29 年 2 月に策定した「特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画」において、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念として掲げ、国の考え方も踏まえて特別支援教育の一層の充実に取り組んでいます。令和 4 年 3 月に策定した第二次実施計画においては、第一次実施計画に基づく取組の成果を踏まえながら、全ての学びの場における特別支援教育の充実に取り組むこと、共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指した取組を進めています。

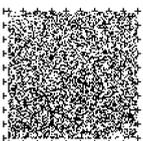
（障害の種類と程度に応じた特別支援教育の実施）

- 学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童・生徒等の就学先を決定する仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、学校や地域の状況等を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなったことから、より一層、適切な就学が行われるよう支援することが求められます。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実に取り組むこと、障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す必要があります。

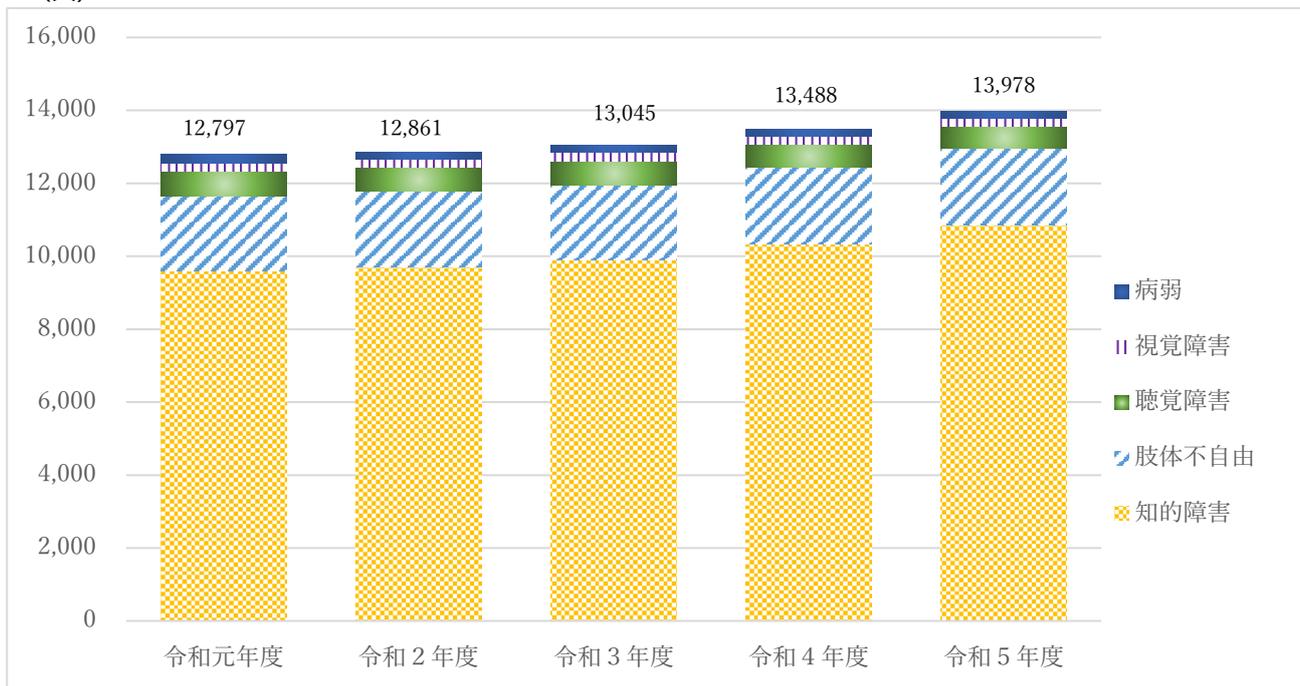




- さらに、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を見通して、一貫性のある支援を行っていくため、教育、保健、医療、福祉、労働などの関係機関が、一層連携を深めて対応していく必要があります。
- 平成 26、27 年度に都教育委員会が実施した調査では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育所等 5.1%、小学校 6.1%、中学校 5.0%、高等学校 2.2%であり、発達障害の児童・生徒は、全ての学校・学級に在籍しているものと推測されます。児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制を整備する必要があります。
- 特別支援学校においては、知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を更に推進するとともに、障害のある幼児・児童・生徒が安心して安全に教育を受けることができるよう、教育環境を一層充実していく必要があります。
- 医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、全ての学校において医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していく必要があります。
- 障害のある幼児・児童・生徒の将来の社会参加を見据え、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を創出し、互いに理解を深められる教育環境を整備する必要があります。
- 私立特別支援学校及び私立幼稚園においても、特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の教育環境を確保するため、学校はきめ細やかな対応を求められています。
- 通常の学級に在籍する発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）のある児童・生徒が、障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられるよう、公立小・中学校では、平成 28 年度から順次、「特別支援教室」を導入し、令和 3 年 4 月に全校導入が完了しました。
- 都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程では、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、どの都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程においても、学校内で特別の指導を実施できる仕組みを導入しました。



特別支援学校の在学者数（都内公立）



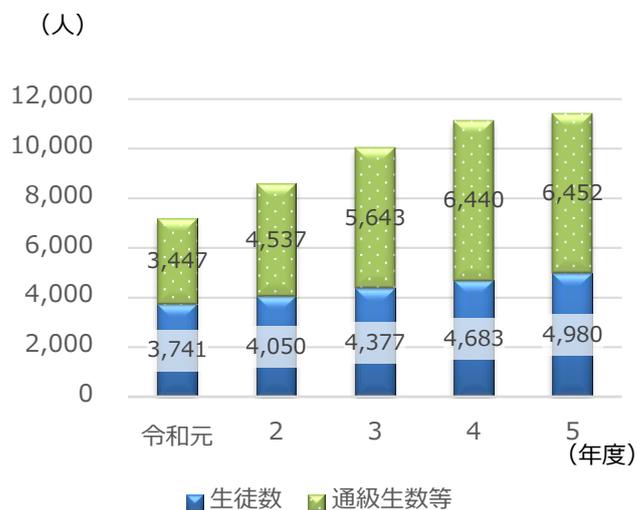
（公立学校統計調査報告書【学校調査編】（東京都教育委員会）より作成）

特別支援学級児童・生徒数等

【小学校】

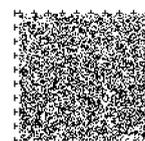


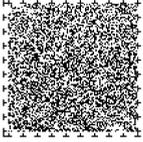
【中学校】



※ 通級生数等は、通常の学級に在籍し、授業の一部を自校若しくは他校の通級指導特別支援学級又は特別支援教室で受けている児童・生徒の数である。

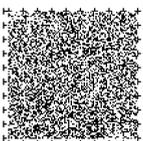
（公立学校統計調査報告書【学校調査編】（東京都教育委員会）より作成）





取組の方向性

- 区市町村が保護者との合意形成の下で、障害のある幼児・児童・生徒がその能力を最大限に伸ばせる就学先を決定するためには、医療の進歩や最新の法改正等、様々に変化する状況に対応できる専門的な視点を持ちながら、円滑に就学相談を進めることが重要となります。そのため、都教育委員会として専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備し、区市町村教育委員会における就学相談の過程で、要請に応じて、区市町村教育委員会が保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援していきます。
- 幼稚園や小学校、中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への個に応じた指導を充実するため、就学前から学校卒業後まで連続性のある支援を確実に引き継ぐためのツールとして、個別の教育支援計画（学校生活支援シート）の充実を図ります。
- 都立高等学校等に在籍する障害のある生徒に対して、個に応じた指導、支援を計画的かつ一体的に充実するため、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成・活用を強化していきます。
- また、進級や進学といったライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うため、学校生活支援シートの活用等により、教育・福祉・医療・保健・労働等の連携強化を目指します。
- 知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対しては、都立特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を推進し、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。
- 医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の増加に対しては、医療的ケアを実施する看護師を、肢体不自由特別支援学校以外の都立学校にも必要に応じて配置し、経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアを実施できる体制を整備することで、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保していきます。
- 特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校にも籍を置く副籍制度により、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流し、相互理解や、思いやりの気持ちを育てるとともに、障害のある児童・生徒が地域との日常的な関わりを持つことで、地域社会の一員として、将来、積極的に社会に参加していこうとする意識を高める機会を創出します。
- 私立の特別支援学校等については、私立特別支援学校等経常費補助、私立幼稚園特別支援教育事業費補助、私立専修学校特別支援教育事業費補助を実施することにより、引



き続き特別支援学校等の教育水準の維持・向上、並びに保護者の経済的負担の軽減を図ります。

主な施策

<全ての学校における特別支援教育の充実>

■ 就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）〔教育庁〕

東京都における特別支援教育を推進するセンターである東京都特別支援教育推進室において、「就学・入学相談機能」、「情報提供機能」「理解啓発機能」「関係機関の連携調整機能」を備えます。

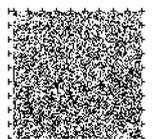
■ 小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進〔教育庁〕

【小・中学校】

(1) 通常の学級に在籍する発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）のある児童・生徒が、障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられるよう、公立小・中学校では、平成28年度から順次、「特別支援教室」を導入し、令和3年4月に全校導入が完了しました。加えて、在籍校の教職員や巡回指導教員に指導内容・方法について助言する臨床発達心理士等の巡回、特別支援教室の円滑な運営を図るために、巡回指導教員を補助する特別支援教室専門員の配置等を行っています。

【高等学校】

(2) 令和3年度より、全ての都立高等学校等で外部人材を活用した通級による指導を開始しています。このことを踏まえ、令和4年度より、都立特別支援学校が都立高等学校等を地区ごとに支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」を運用しています。



■ 区市町村との連携体制の構築〔教育庁〕

(1) 「エリア・ネットワーク」の定着

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。

なお、都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。

(2) 都立特別支援学校のセンター的機能の発揮

都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。

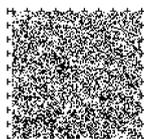
■ (再掲) 高等学校等への受入れ体制の整備〔教育庁 総務局〕

都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行っています。また、例年障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないかを調査した上で、必要な場合は簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。

具体的には、

- (1) エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）
- (2) 校舎内外の段差解消
- (3) 障害者トイレの設置
- (4) 廊下・階段の手摺新設
- (5) 非常用スロープ階段の新設
- (6) 出入口の扉改造

等を行います。



■ 都立特別支援学校の適正な規模と配置〔教育庁〕

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、今後も在籍者数の増加が見込まれる知的障害特別支援学校については、学校の新設や増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ります。

また、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科の設置を進めます。

■ 健康教育の充実〔教育庁〕

（１）摂食指導研修会

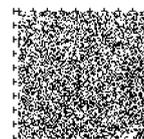
都立特別支援学校における摂食指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を提供するため、教職員を対象に、研修会を実施します。

（２）歯・口の健康づくり推進指定校

推進指定校を指定し、特別支援学校における歯・口の健康づくり（むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組）を推進します。

（３）歯・口の健康づくり研修会

障害の種類や程度に合わせたきめ細やかな歯科保健指導や摂食指導を行い、特別支援学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、各学校の取組のレベルアップを図ります。あわせて、推進指定校の指定期間ごとに実践発表の場を設けます。

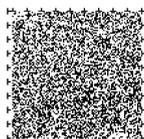


■ 都立特別支援学校における医療的ケア整備事業の充実〔教育庁〕

- (1) 都立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供します。
- (2) 学識経験者や保護者代表、指導医等で構成する「医療的ケア運営協議会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を実施します。
- (3) 障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進の指導に資する教員研修を充実します。
- (4) 都立肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校において、非常勤看護師を配置し、経管栄養や痰の吸引などの医療的ケアを実施できる体制を整備し、幼児・児童・生徒の安全な教育環境を確保します。
- (5) 都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両の運行により通学を支援します。

■ 都立特別支援学校における外部専門家の導入〔教育庁〕

- (1) 都立肢体不自由特別支援学校において、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。
- (2) 都立知的特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。



■ 摂食・嚥下機能の障害に応じた給食の提供〔教育庁〕

（１）形態別調理による給食の提供

都立特別支援学校における児童・生徒に対し、摂食・嚥下機能の障害の状態に応じた食形態を提供し、摂食・嚥下機能の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理を実施します。

（２）研修会の実施

①肢体不自由特別支援学校栄養職員対象

学校間における形態別調理の格差の解消や学校間の提供内容の情報交換を行うとともに形態別調理の知識を習得することを目的に研修会を実施します。

②都立学校栄養職員研修

肢体不自由特別支援学校以外の学校栄養職員（定時制（夜間）課程含む。）を対象に、摂食・嚥下機能の知識や形態別調理の基本を習得することを目的に研修会を実施します。

■ 東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化〔教育庁〕

特別支援教育に関する研修を充実・強化することで、教職員の資質の向上を図ります。

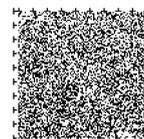
■ 東京都教育委員会研究推進団体事業〔教育庁〕

東京都教育委員会は、東京都教育団体が認定した団体に対し、東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するため研究団体の研究活動の促進、支援及び研究成果の普及活動を行っています。（東京都教育委員会研究推進団体事業実施要項第 1 条）

（１）研究活動促進のため、研究会へ参加する都立学校の受講生は研修出張とすることができ、講師は出張とする。（東京都教育委員会研究推進団体事業実施要項第 9 条）

（２）研究成果普及のため、賞賜金を支給する。（東京都教育委員会研究団体設置要項 8 条）

（３）研究活動支援のため、計画研究会の開催通知を教職員研修センターのホームページに掲載するとともに教職員研修センター研修室（平日夜間及び土曜日）を提供する。



■（再掲）特別支援教育の理解啓発の推進〔教育庁〕

障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人ひとりが地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行います。

■ 私立特別支援学校等における特別支援教育への助成〔生活文化スポーツ局〕

私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成します。

- （１）私立特別支援学校等経常費補助
- （２）私立幼稚園特別支援教育事業費補助
- （３）私立専修学校特別支援教育事業費補助

■（再掲）私立学校における学校施設のバリアフリー化への支援〔生活文化スポーツ局〕

公益財団法人東京都私学財団が行う低利での融資事業「私立学校振興資金融資事業」の中で、手すり、スロープの設置等「福祉のまちづくり事業」を推進する施設設備を対象とした融資を行います。（融資限度額 1件10億円）

東京都は当財団が当該融資に必要な資金を金融機関から借り入れた場合、当該原資に対して一定の利子補給を行います。

■【新規】インクルーシブ教育システム体制の整備〔教育庁〕

対象：区市町村教育委員会

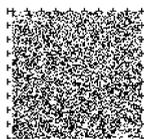
特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小中学校に就学した場合等に日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置を支援します。

■【新規】学校におけるインクルージョンに関する交流及び共同学習拡充支援事業〔教育庁〕

交流及び共同学習の機会を拡充していくことで、障害のある児童・生徒とない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深める取組を推進します。

【期間】令和5・6年度

【実施対象】区市町村教育委員会

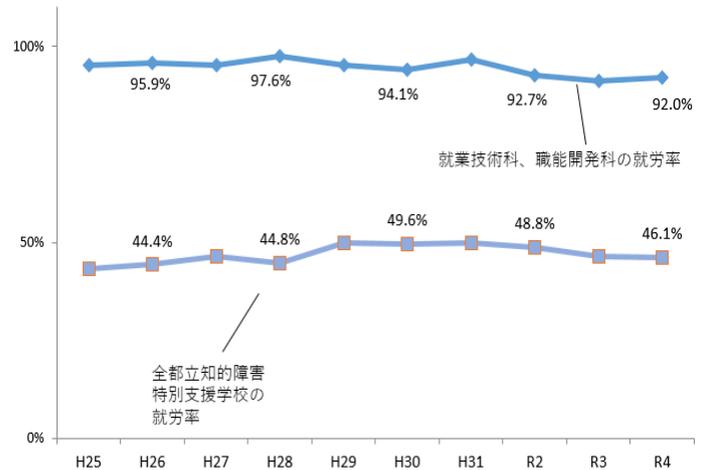


3 職業的自立に向けた職業教育の充実

現状と課題

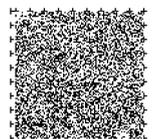
- 東京都教育委員会は、特別支援学校において、障害のある児童・生徒の自らの望む将来を実現するためのキャリア教育を推進し、障害の状態等に応じたきめ細かな職業教育の充実に努めてきました。
- 視覚障害特別支援学校においては、これまで、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施してきましたが、一方で、視覚障害特別支援学校高等部卒業生のうち一定数は、就職を希望しながらも、その実現に至っていない者がいることから、就労に向けた職業教育の更なる充実が求められます。
- 聴覚特別支援学校においては、高等部卒業後に専攻科に進学する者がいることから、高等部本科における職業教育と専攻科における職業教育の関連性を踏まえて、それぞれの位置付けを明確にする必要があります。
- 肢体不自由特別支援学校には、一般企業への就職を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、職業生活を送るために必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要があります。

都立知的障害特別支援学校卒業生における
就労率の推移

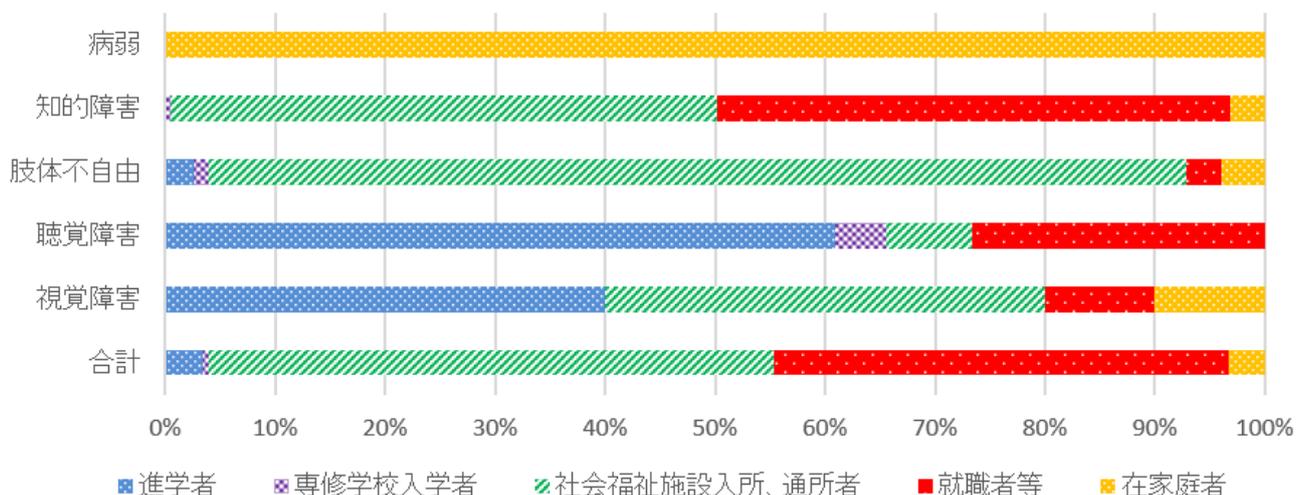


※ 卒業年度の翌年度の5月1日時点

(東京都教育委員会作成)



都立特別支援学校高等部における進路状況【状況別割合】



※ 令和5年5月1日現在（令和3年3月卒業生）

（令和5年度公立学校統計調査報告書【公立学校卒業生（令和3年度）の進路状況調査編】

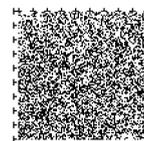
（東京都教育委員会）より作成）

- 知的障害特別支援学校においては、これまで知的障害が軽度の生徒を対象に専門的な職業教育を行う高等部就業技術科を設置し、卒業生は9割を超える高い企業就労率を達成しています。
- また、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科においては、産業現場等における実習の充実を図るなどして、生徒全員の企業就労を目指した教育を実施しています。
- 普通科においては、教育課程を類型化するとともに、就労支援アドバイザー等からの助言を基に、作業学習における指導や環境整備等の改善・充実に努めています。

取組の方向性

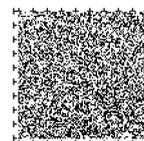
- 都立特別支援学校においては、障害種別に応じた小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育を推進し、高等部段階では就業体験や産業現場等における実習等の機会を適切に設定し、職業教育の充実に努めます。
- 視覚障害特別支援学校高等部においては、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等の養成カリキュラム等の改善に関する検討の動向を踏まえ、高等部教育課程の課題





を改めて整理し、その在り方を検討するとともに、就労に必要な資格の取得やスキルの習得を目指した教育を実施します。

- 聴覚障害特別支援学校高等部においては、高等部本科及び専攻科それぞれの位置付けを明確にするため、高等部本科及び専攻科修了者の就職状況等を分析し、高等部の職業教育の在り方を検討していきます。
- 知的障害特別支援学校高等部においては、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科の設置を進めるとともに、就業技術科、職能開発科、普通科の3科による重層的な職業教育が展開できるよう、それぞれが培ってきた職業教育のノウハウを共有して、教育内容・方法を充実していきます。あわせて、学校間交流、授業研究等により、障害の状態や程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援を実施して、知的障害のある生徒が一人でも多く企業就労を実現できるよう取組を進めていきます。
- 肢体不自由特別支援学校においては、職業教育・キャリア教育の研究・開発の成果をもとに、障害特性を踏まえた作業学習の改善・充実を推進し、生徒の多様な進路希望に応えるための職業教育の充実を図ります。
- さらに、東京都教育委員会、福祉局、産業労働局等の連携による「企業向けセミナー」を開催し、企業に対して障害者雇用に関する理解と協力を求めていきます。また、引き続き、企業経営経験者等の中から障害者雇用に見識の高い人材を「就労支援アドバイザー」として登録し、職業教育や進路指導等の助言を得るとともに、東京都特別支援教育推進室に配置している就労支援員や都立特別支援学校の進路指導担当教員との連携による効果的な企業開拓等を進めるなど、就労支援体制を整備していきます。
- 都立特別支援学校の卒業生の職場定着支援については、東京都特別支援教育推進室の就労支援員の増員を図り、「就労移行支援（職場定着）チーム」を新たに編成しました。これにより、都立特別支援学校卒業生の就労先企業への訪問や、地域の就労支援機関への支援の移行について中心的な役割を果たしていきます。地域の関係機関等と連携して高等部卒業時に作成する個別移行支援計画を地域の就労支援機関に着実に引き継いでいきます。



主な施策

■ 特別支援学校における就労支援〔教育庁〕

都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するため、次の事業を展開していきます。

（１）民間の活力による企業開拓等

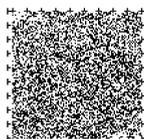
民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。

（２）企業向けセミナーの実施

企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。

■ 高等部職能開発科の設置〔教育庁〕

知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。



コラム 東京都特別支援学校アートプロジェクト展

東京都教育委員会は、特別支援学校に在籍する、美術分野を中心とした芸術に優れた才能を有する児童・生徒を発掘し、その作品を発表する機会を設けることにより、都民に芸術活動を通して障害に対する理解を促進することを目的とし、平成 27 年度から東京都特別支援学校アートプロジェクト展を実施して参りました。

作品の応募資格は、都立特別支援学校の児童・生徒だけではなく、東京都にある国立・区立・私立の特別支援学校の児童・生徒にもあります。令和 5 年度の応募作品点数は、944 点でした。

応募作品は、東京藝術大学の各美術分野の教授等による一次審査、二次審査を経て、最終的に 50 作品程度が展示されます。展示にあたっては、専門家による詳細な展示計画を基に、個々の作品の良さをさらに引き出すことができるよう、額装や展示台、照明機材などを厳選しています。そして、美術分野を専門とする照明業者が明るさや角度を調整し、驚きの展示空間を創り出しています。

令和 5 年度に東京藝術大学美術館・陳列館を会場として実施した第 8 回東京都特別支援学校アートプロジェクト展には、10 日間の会期中に 2,700 人を越える多数の来場者が訪れました。

令和 4 年度からは、より多くの皆様に児童・生徒の作品の素晴らしさを知っていただくために、東京都特別支援学校アートプロジェクト展のウェブサイトを開設しています。サイト内には、前回の展示作品の他、過去の展覧会の様子も掲載しております。下記リンク先から御覧いただき、展覧会の様子を感じ取っていただければ幸いです。

今後も、本事業を通じて、特別支援学校の児童・生徒の芸術活動を推進するとともに、作品を通して児童・生徒のあふれる才能を広く発信し、障害者アートに関する理解を広く促進していきます。



第 8 回東京都特別支援学校
アートプロジェクト展の様子

東京都特別支援学校アートプロジェクト展 WEB サイト

<https://www.artproject.metro.tokyo.lg.jp/>

